

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業労働部産業人材課

法令名	職業能力開発促進法	法令番号	昭和44年法律第64号					
手続名	佐賀県職業能力開発協会 役員選任の認可	根拠条項	第64条第2項					
審査基準	以下の条件を満たすこと。 1 以下に掲げる関係書類について、虚偽の記載若しくは重要な記載が欠けていないこと。 (1) 役員となるべき者の氏名、住所及び履歴を記載した書面 (2) 役員となるべき者の選任の議決をした総会の議事の経過を記載した書面 (3) 役員となるべき者の就任の承諾を証する書面 (4) 下記2を証する誓約書 2 役員は、以下のいずれにも該当していないものであること。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。） (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団を利用している者 (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者							
	受付機関	産業人材課	処理機関	産業人材課	交付機関	産業人材課	標準処理期間	21日
							標準経由期間	日